

6月1日～7日は水道週間
生活もウイルス予防も
蛇口から

水道は、健康で文化的な
市民生活を送る上で、また、
ライフライン(生命線)と
してもなくてはならないと
ても大切なものです。

水道水の安全性

蛇口から出る水道水は、
毎日消毒効果を確認するな
ど衛生的に管理されていま
す。また、法令に基づく水
質基準検査や放射性物質の
検査を定期的に行い、安全
性を確認しています。

水道工事の依頼

各家庭の給水装置は、使
用者の管理責任となります。
工事等を行う場合は、安
全面等を考慮し必ず市の指
定工事業者に依頼し、工
事費用・工法等を確認して
契約してください。

漏水事故についてお願い

道路に埋設されている水
道管から水道水が漏れてい
る箇所を見かけましたら、
水道建設課 ☎(25)2116ま
までご連絡ください。

上下水道総務課

☎(25)2100

農業者年金の現況届を提
出してください

現況届は、年金を受給す
るために毎年必要な手続き
です。現況届を提出しない
と、年金の支払いが一時差
し止めとなります。期限ま
でに必ずご提出ください。
対象 農業者年金を受給し
ている方
提出期限 6月末日

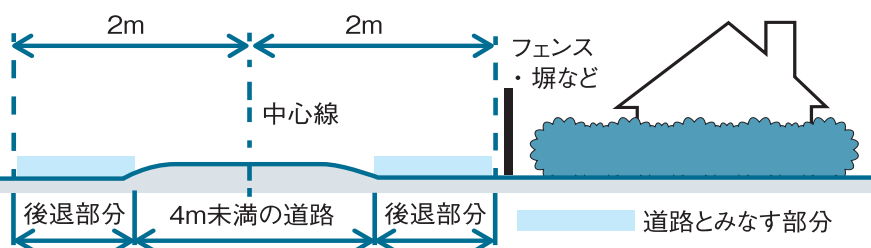
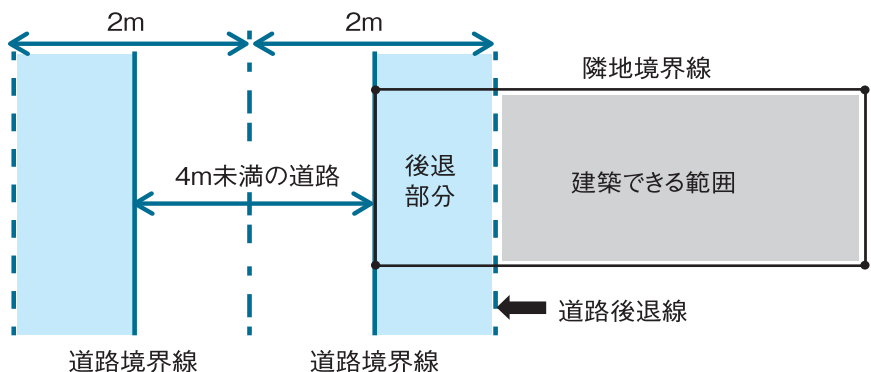
提出場所 農業委員会事務
局、各総合支所地域づくり
推進課及び各支所・出張所
注意事項

・現況届の用紙を紛失または
汚損された場合は問合先へ
・年金受給者が亡くなられ
た場合は、お近くの農協支
店へ届け出ください。
☎(21)2393

家を建てる時、敷地に接
する道路は幅員4m以上

建物の新築や増改築をす
る場合、敷地は建築基準法
で定められた道路(原則幅
員4m以上)に接していな
ければなりません。

ただし、幅員4m未満の
道路であっても、建築基準
法の適用を受ける前から建
物が立ち並んでいる道路
で、各条件を満たしている
もの(法42条2項道路)は、
建物を建てる際に道路の中
心線から2mまで敷地を後



退させることで、幅員4m
の道路があるとみなして建
築することが出来ます。こ
の後退した部分は道路と同
じ扱いとなるため、建物や
塀などを造ることは出来な
くなりません。また、建替等
の際に後退部分に含まれて
いる既存の塀等も撤去・移
転する必要があります。

狭い道路幅整備促進
事業

2項道路に関して「後退
用地無償使用承諾書」の提
出があった場合、固定資産
税の非課税措置や後退に伴
う塀や門の撤去費用の一部
補助制度(限度額10万円)
を活用できます。また、後
退用地を市に寄附してい
ただける場合には、分筆測
量費の一部についても補助
(限度額30万円)を行って
おりますのでご利用くださ
い。なお、この補助制度の
利用には、事前協議書の提
出が必要です。お早めに

相談をお願いいたします。
☎(21)2441

「事故ゼロへ トライ
重なる ワンチーム」
6月6日(日)～12日(土)
は危険物安全週間

石油類をはじめとする危
険物は、危険物を取扱う事
業所はもちろん、生活に深
く浸透し、その安全確保の
重要性は益々増大していま
す。期間中は、事業所にお
ける自主保安体制の確立を
呼びかけるとともに、広く
危険物に対する意識の高揚
と啓発を図ります。

軽油引取税の免税措置が
延長されました

軽油引取税に係る免税措
置が、3年間(令和6年3月
31日まで)延長になりまし
た。免税証等の取扱いは以
下のとおりとなります。

免税証

一括交付した免税
証には、有効期限が令和3
年3月31日までと記載され
ていますが、令和3年12月
31日まで使用できます。

免税軽油使用者証

一括交
付した使用者証には、有効
期限が令和3年3月31日ま
まで記載されていますが、
「交付の日から3年間有効」
と読み替えます。

免税軽油の引取り等に係る
報告書の提出

従来どお
り、次回の免税証交付時に
報告(提出)が必要です。報
告書に必要事項を記載し、
領収書等(コピー可)を添
付して提出してください。

未使用の免税証の返納

従
来どおり、使用していない
免税証は、次回の免税証交

付時に返納してください。
☎(21)2441

「事故ゼロへ トライ
重なる ワンチーム」
6月6日(日)～12日(土)
は危険物安全週間

石油類をはじめとする危
険物は、危険物を取扱う事
業所はもちろん、生活に深
く浸透し、その安全確保の
重要性は益々増大していま
す。期間中は、事業所にお
ける自主保安体制の確立を
呼びかけるとともに、広く
危険物に対する意識の高揚
と啓発を図ります。

火を使用する場所では
みだりに火気を使用しな
い。火を使用中はその場を
離れない。

・整理・清掃を行い、空箱
など燃えやすい物をそばに
置かない。
・転倒、落下させるなどの
粗暴な行為はしない。地震
等により転倒しないよう必
要な措置を講ずる。
・必ず消火器具を準備し、
その使用方法を事前に熟知
しておく。

火気使用器具や燃料の容器は
ガソリンの容器は消防法
令に適合したものを使用し、
灯油用のポリ容器などでの
貯蔵は絶対に行わない。

・容器の蓋は必ず密栓し、
必要以上の燃料は周囲に絶
対置かない。
・保管する場所は火気や高
温部等から十分距離をと
り、日陰の換気の良い地面
等に置く。参加者からも十
分に距離をとる。
・外気温が高い時期は容器内
に可燃性蒸気圧が高くなって

いるため、圧力調整用の弁を
ゆっくり開け、容器内の圧力
を下げてから開栓する。
・燃料を補給する際は、発
電機などのエンジンは必ず
停止させ、注油できる量を
確認し、漏れ・あふれが生じ
ないようにゆっくり注油する。

屋外における催しの防火
管理等について

条例により、市内の屋外
の催しで火気などを使う場
合、届出が必要です。また、
夏休みのイベントや地域行
事で屋外での火気を使用す
る際は、次の注意事項を守
りましょう。



ジャパンソルト株式会社
代表取締役社長 大川洋様
より、新型コロナウイルス
感染症対策のために、マス
ク10万枚の寄附をいただき
ました。いただいたマスク
は、市内医療機関等に配布
し、感染症対策に活用させ
ていただきます。ありがと
うございました。

健康増進課 ☎(25)3512

子ども未来基金への寄附
ありがとうございました

市内にお住まいの篤志家
様より、栃木市出身を誇り
とし、栃木市の発展に寄与
する有為な人材を育成して
ほしいと、給付型奨学金で
ある「とちぎ吾一奨学金」
の原資となる篤志奨学金
に100万円の寄附をいた
だきました。今後、奨学生
の支援のために活用させて
いただきます。



五月女 博勇様より、
児童福祉のためにと、
100万円の寄附をいた
だきました。いただいた寄附

教育総務課 ☎(21)2462

金は、子どもの貧困対策や
子育て環境の充実のための
事業に有効に活用させてい
ただきます。

子育て支援課
☎(21)2288

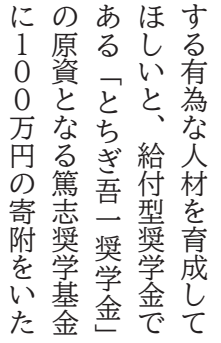
青木宏様より、新型コロナ
ウイルス感染症対策のため、
フェイスシールド、
000枚を寄附いただきました。
今後、ワクチン接種
業務等で活用させていただきます。

新型コロナウイルス感
染症対策室

吾一からくり時計設置実
行委員会様より、10万円の
寄附をいただきました。
栃木市の名誉市民山本有
三の小説「路傍の石」にちな
んだ「吾一からくり時計」
の維持・保守の費用及び観
光振興のために活用させて
いただきます。

とちぎ吾一奨学金への
寄附ありがとうございました

市内にお住まいの篤志家
様より、栃木市出身を誇り
とし、栃木市の発展に寄与
する有為な人材を育成して
ほしいと、給付型奨学金で
ある「とちぎ吾一奨学金」
の原資となる篤志奨学金
に100万円の寄附をいた
だきました。今後、奨学生
の支援のために活用させて
いただきます。



五月女 博勇様より、
児童福祉のためにと、
100万円の寄附をいた
だきました。いただいた寄附

教育総務課 ☎(21)2462

私たちは繋ぐ、医療で。
資料請求は
コチラから!
マロニエ医療福祉専門学校 小山歯科衛生士専門学校
看護学科 助産学科 理学療法学科 作業療法学科 介護福祉学科 歯科衛生学科

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております
(関東信越税理士会所属)
板倉公認会計士事務所
公認会計士 税理士 板倉 聡
税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠
行政書士 板倉 優 税理士 松嶋 中央 税理士 大島 康
〒328-0125 栃木市町上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp

マイクロバブルで、すべすべお肌に!
UV除菌で、お湯もピカピカ!
最新のふろ給湯器で
おうち時間を快適に!
予約制のショールームへ! 土日もOK!
Gas One 栃木ガス株式会社
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939